

令和8年1月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和8年1月15日(木)  
開会 13時30分 閉会 15時25分
- 2 開催場所 島田市役所 3階 大会議室西
- 3 出席委員 農業委員 14名  
 1 池ヶ谷 明生 2 今村 晴喜 5 後藤 直 6 櫻井 和也  
 9 柴野 佳代子 10 鈴木 聡 11 鈴木 芳信 12 仲山 和彦  
 13 原田 勝司 14 増本 努 16 守谷 能精 15 森下 孝之  
 18 森 孝雄 19 山下 忍
- 農地利用最適化推進委員 12名  
 1 萩原 憲一 2 山田 静雄 3 柴田 忠志 4 成岡 義人  
 5 増田 幸雄 6 塚本 澄雄 7 石澤 宏俊 9 杉本 芳樹  
 10 土屋 聡 11 平井 晃芳 12 滝山 栄治 13 小玉 吉孝
- 4 欠席委員 7名 農業委員 5名  
 3 井村 浩幸 4 岩本 剛久 7 澤本 吉廣 8 柴田 重雄  
 17 八木 純子
- 農地利用最適化推進委員 2名  
 8 増田 尚士 14 松下 宣良
- 5 議事日程  
 日程 第1 議事録署名人の指名
- 日程 第2 報告 第36号 農地法第3条の3第1項の届出について  
 第37号 農地法第18条第6項の通知について  
 第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の  
 認可について
- 日程 第3 議案 第56号 農地法第3条(所有権の移転)について  
 第57号 転用許可後の事業計画変更について  
 第58号 農地法第4条について  
 第59号 農地法第5条について  
 第60号 非農地証明願について  
 第61号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局 局長 山本 敏幸  
 係 長 藺田 展之  
 主 査 梅原 義明  
 主 事 石原 裕之  
 主 事 大畑 璃沙  
 会計年度任用職員 鈴木 斉

## 7 会議の概要

○議長（山下 忍） それでは、ただいまから令和8年島田市農業委員会1月総会を開催します。

総会の開催にあたり、委員の出席状況を報告いたします。農業委員3番井村浩幸委員、4番岩本剛久委員、7番澤本吉廣委員、8番柴田重雄委員、17番八木純子委員、農地利用最適化推進委員8番増田尚士委員、14番松下宣良委員から欠席の届出がありました。

本日の出席者は 農業委員14名、推進委員12名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（菌田係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、9番の柴野佳代子委員と12番の仲山和彦委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の菌田係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第36号「農地法第3条の3第1項の届出」について、8件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第36号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（菌田係長） まず1ページです。

報告第36号 農地法第3条の3第1項の届出について  
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。  
令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、8件です。  
担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 2ページから4ページをご覧ください。

報告第36号につきまして、別紙のとおり8件の届出がありました。

これらの内容ですが、取得の理由は、全て相続によるものです。

あっせんの希望がある案件は4番、5番、7番の3件です。

管理方法に記載してあります「荒廃農地」については適切な管理を、「転用許可済地」や「無断転用」については、適切に登地目の変更手続きを行うよう指導します。

また、あっせんの希望がある所有者には意向を確認し、調整を行います。

以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見がないようでございますので、報告第36号 農地法第3条の3第1項の届出、8件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第37号「農地法第18条第6項の通知」について、12件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第37号 農地法第18条第6項の通知について）

○事務局（藺田係長） 次は5ページです。

報告第37号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、12件です。

担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 6ページをご覧ください。

報告第37号につきまして、別紙のとおり12件の届出がありました。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。

1番～10番は、賃借人からの申し出であり、「耕作規模の縮小」に伴う解約です。

11番～12番は、賃貸人からの申し出であり、「耕作者変更」に伴う解約です。

離作補償はなく、農地法、基盤法、機構法による解約です。

以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（柴野佳代子） 7番から10番案件について、賃借人である法人の耕作規模縮小に伴う解約とのことですが、この農地は今後どのようになるのでしょうか。

○事務局（大畑主事） 法人の代表者が亡くなり、廃業するとのこと。今後その農地は、法人で働いていた従業員が借りて耕作する予定であると伺っています。

○議長（山下 忍） 他にご意見もないようでございますので、報告第37号 農地法第18条第6項の通知について、12件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可」について、45件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について）

○事務局（藺田係長） 次は9ページです。

報告第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画として認可された通知があったので報告する。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、45件で173筆、144,988.93㎡です。

担当から説明します。

○事務局（石原主事）10ページから22ページをご覧ください。

こちらの案件は全て、10月の農業委員会総会にて意見聴取をしたものです。始期が令和8年1月1日の案件になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について、45件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第56号 農地法第3条(所有権の移転)について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第56号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（菌田係長） それでは、23ページをご覧ください。

議案第56号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 24ページをご覧ください。

1番 譲受人は、横岡新田の農業●●●●さん、耕作面積 7,912.47 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人 170日、子 30日です。

譲渡人は、静岡市葵区春日町の無職●●●●さんです。

申請地は牛尾の農地2筆、合計面積は2,441.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

譲渡人は、遠方で耕作を行うことが難しいため、譲受人への譲り渡しを希望。

譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人の希望を受け、譲り受けを希望し、申請に及んだものです。

場所は、養福寺から南西に約113m付近に位置しています。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（滝山 栄治） 1月9日、地区委員5名と譲受人の立会いの下現地を確認しました。申請地は耕作中の茶園であり、引き続き茶を耕作することです。譲受人は水稻約20a、茶約50aを栽培しており、適切に耕作管理されていることから問題ありません。

○事務局（大畑主事）

2番 譲受人は、金谷富士見町の農業●●●●さん、耕作面積 32,359.72 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人 250日、妻 200日、200日です。

譲渡人は、金谷宮崎町の無職●●●●さんです。

申請地は金谷泉町の農地3筆、面積は3,987.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

譲渡人は、財産整理のため、譲受人への譲り渡しを希望。

譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人の希望を受け、譲り受けを希望し、申請に及んだものです。

場所は、金谷中学校から東に約 867m 付近に位置しています。

補足説明を金谷地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（原田 勝司） 1月9日、地区委員4名と譲受人の立会いの下、現地を確認しました。譲受人は申請地の近隣農地を耕作しており、水稻や畑として利用することです。譲受人は精力的に農業を行っており、他の農地も適切に管理もされていることから、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（鈴木 聡） 所有権の移転において、今年度、税制の特例を受けた件数は何件でしょうか。

○事務局（石原主事） 今年度の実績は1件です。

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第56号 農地法第3条（所有権の移転）について、2件について許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、本件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第57号 転用許可後の事業計画変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第57号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（藺田係長） それでは、25ページをご覧ください。

議案第57号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は1件です。

担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

1番案件は、議案第59号農地法第5条の7番案件とも関連がありますが、農地法第5条の内容については後程説明いたします。

資料の26ページ、別添資料の1ページから4ページをご覧ください。

当初計画人は三島市の自営業被相続人亡●●●●さん、相続人●●●●さんで、変更後計画人は東京都の不動産取引業株式会社●●●●です。

申請地は、中河町の田、現況：畑の1筆、210㎡で、当初の計画は車庫で、計画変更後の計画は戸建住宅敷地（建売）です。

場所は、島田市立島田第二中学校から南へ約270mに位置し、第二種中高層住居専用地域に属する第

3種農地です。

当初計画人の●●●●は、既に死亡しているため、事業が計画通りに実施できなかった理由は不明です。

変更後計画人は、戸建住宅の建売を計画していたところ、当該申請地を譲ってもらえることになったため、今回申請に及びました。

許可基準に基づく検討状況としては、隣接する農地はなく、変更後計画人の資金計画についても問題はなため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（増本 努） 1月9日、地区委員4名にて現地を確認しました。申請土地は北側を市道、他3方は住宅に囲まれており、草刈りによる管理がされています。特に問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（森 孝雄） 転用許可を受けてから長期間空いて計画変更申請がされていますが、それまでの間に事業実施の確認はされなかったのでしょうか。

○事務局（菌田係長） 現在は許可を受けてから3か月後に進捗状況報告を提出させており、その後完了するまでの間1年ごとに報告をさせています。この案件は許可を受けてから47年経過していることから当時の状況は不明であります。

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第57号 転用許可後の事業計画変更について、承認することにご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、本件につきましては、申請書の提出どおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第58号 農地法第4条について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第58号 農地法第4条について）

○事務局（菌田係長） それでは、27ページをご覧ください。

議案第58号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

それでは担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

1番案件、資料の28ページ、別添資料の5ページから8ページをご覧ください。

申請人は、旭三丁目の自営業●●●●さんです。

申請地は、旭三丁目の畑、現況：畑の1筆、72㎡です。他地目併用全体面積は80.29㎡で、転用目的は貸駐車場です。

場所は、島田市立島田第五小学校から南へ約140mに位置し、第一種住居地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、申請地は農地としては小規模で生産性が低いため、近隣居住者からの駐車需要に応じ、土地の有効活用及び適正管理を図る目的で貸駐車場として利用したく、今回申請に及びました。

計画としては、アスファルト舗装で駐車場5台分を整備する予定です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（萩原 憲一） 1月9日、地区委員4名と行政書士、申請人の立会いの下、現地を確認しました。申請地の周囲は北側に畑、南側に田、西側が住宅、東側がアパートになっています。転用目的はアパートの駐車場です。田の耕作に問題はなく、畑の所有者にも了解を得ていることから問題はありません。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。議案第58号 農地法第4条について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、議案第58号 農地法第4条については、申請書の提出どおり許可することにいたします。

（議案第59号 農地法第5条について）

○事務局（菌田係長） それでは、29ページをご覧ください。

議案第59号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件については、許可相当の答申があった場合、農業委員会会長が許可するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、10件です。

それでは担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

1番案件、資料の30ページ、別添資料の9ページから12ページをご覧ください。

譲受人は牛尾の一般及び産業廃棄物処分業有限会社●●●●、譲渡人は牛尾の会社員兼農業●●●●さん外1名です。

申請地は牛尾の畑、現況：畑の3筆、合計461㎡で、転用目的は駐車場です。

場所は、新東名高速道路島田金谷インターチェンジから東北東に約990mに位置し、工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、譲受人は申請地の近くにて、一般及び産業廃棄物処分業を営んでいます。現在の駐車場では業務車両と従業員通勤車両が混在しており、車両の入替等で大変な不便を強いられてい

ます。この度、従業員を増員する予定もあるため従業員専用駐車場として利用したく、今回申請に及びました。

計画としては、駐車場11台分を整備する予定です。

進入は西側の道路から、雨水は碎石舗装のため自然浸透になります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（滝山 栄治） 1月9日、地区委員5名と行政書士の立会いの下、現地を確認しました。申請地はすべて畑ではありますが、現況は未耕作地です。隣接地に農地はなく、隣接土地所有者に事業説明をし、承諾を得ていることから問題はありません。

○事務局（梅原主査）

2番案件、資料の30ページ、別添資料の13ページから16ページをご覧ください。

使用借人は中溝町の会社員●●●●さん、使用貸人は金谷泉町の農業●●●●さんです。親子間の使用貸借になります。

申請地は金谷東二丁目の畑、現況：畑の2筆、合計431㎡で、転用目的は自己住宅敷地です。

場所は、島田市クリーンセンターから北西に約760mに位置し、工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、使用借人は現在借家にて居住していますが、手狭となり新たに居住先を探していたところ、父親が所有する当該申請地を借りることができることとなり、自己住宅を建築したく、今回申請に及びました。

計画としては、木造平屋建住宅1棟、建築面積129.80㎡、駐車スペースを整備する予定です。

進入は東側または南側の道路から、排水は東側の道路側溝に流す計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を金谷地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（土屋 聡） 1月9日、地区委員3名と行政書士の立会いの下、現地を確認しました。申請地の周辺で家庭菜園を行っている方がおりますが、説明をし、了解を得ていることから問題はありません。

○事務局（梅原主査）

3番案件、資料の30ページ、別添資料の17ページから20ページをご覧ください。

賃借人は中溝町のとび・土工工事業株式会社●●●●、賃貸人は金谷二軒家の農業●●●●さんです。

申請地は金谷東二丁目の畑、現況：畑の1筆、780㎡で、転用目的は資材置場です。

場所は、島田市クリーンセンターから西北西に約600mに位置し、工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、賃借人は現在足場組立を業として営んでおり、各所に土地を借り分散して資材置場としております。借りている土地が狭く接道道路の幅員も狭いため、新たな資材置場を探していたところ、当該申請地について賃貸人の同意を得たため、今回申請に及びました。

計画としては、出入口1箇所50㎡、プレハブ小屋1棟17.50㎡、駐車場1台分17.50㎡、資材置場3箇所100㎡、トラック・運搬車等車回転スペース595㎡を整備する予定です。

進入は東側の道路から、雨水は碎石敷のため自然浸透になります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はなく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を金谷地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 聡） 1月9日、地区委員4名と現地を確認しました。申請地は工業地域であり、周囲に農地はないことから問題はありません。

○事務局（梅原主査）

4番案件、資料の30ページ、別添資料の21ページから24ページをご覧ください。

使用借人は静岡市の会社員●●●●さん、使用貸人は岸町の会社員●●●●さんです。親子間の使用貸借になります。

申請地は岸町の田、現況：畑の2筆、合計475㎡です。他地目併用全体面積は479.35㎡で、転用目的は住宅敷地です。

場所は、島田工業高校から北東に約1,200mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、第3種農地になります。

申請理由としては、使用借人は静岡市の集合住宅で生活していますが、子供も成長し手狭となってきたため、住宅を建築したいと考えいくつかの土地を探した結果、実家からも近く父親が所有する当該申請地が最も条件と合致したため、今回申請に及びました。

計画としては、平屋建住宅1棟、建築面積105.99㎡、駐車スペースを整備する予定です。

進入は西側の道路から、排水は西側の水路に流す計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（成岡 義人） 1月6日、地区委員4名と現地を確認しました。申請地は茶園でありましたが抜根されていまして。排水先を確認しましたが隣接農地に影響はないことから問題ありません。

○事務局（梅原主査）

5番案件、資料の31ページ、別添資料の25ページから28ページをご覧ください。

譲受人は金谷栄町の建設業株式会社●●●●、譲渡人は竹下の農業兼会社員●●●●さんです。

申請地は、竹下の田、現況：田の1筆、995㎡で、転用目的は駐車場兼資材置場です。

場所は、新東名高速道路島田金谷インターチェンジから北西に約300mに位置し、準工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、譲受人は当該申請地西側にて型枠事業の作業所と資材置場を所有し使用しておりますが、駐車場及び型枠資材の置場が足りずその場所を増やしたく、今回申請に及びました。

計画としては、コンクリート舗装で駐車場として普通車10台分、トラック1台分、砕石敷で型枠材、金物材及び鉄パイプ材置場を整備する予定です。

進入は西側の道路から、雨水は砕石敷のため自然浸透になります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（滝山 栄治） 1月9日、地区委員5名と行政書士の立会いの下、現地を確認しました。申請地は休耕田です。周囲に農地はありますがすべて休耕地です。保全管理はされています。隣接農地の取水、排水は確保されています。隣接土地所有者にも事業説明をし、了解を得ていることから問題ないと思います。

○事務局（梅原主査）

6番案件、資料の31ページ、別添資料の29ページから32ページをご覧ください。

譲受人は竹下の会社員●●●●さん、譲渡人は竹下の農業●●●●さんです。

申請地は竹下の田、現況：田の1筆、2.71㎡です。他地目併用全体面積は216.71㎡で、転用目的は住宅敷地です。

場所は、新東名高速道路島田金谷インターチェンジから北西に約300mに位置し、準工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、現在譲受人は竹下●●●●に住んでおり、当該申請地を通り竹下●●●●の水路に排水しています。排水管が他人の土地を通っている状態を解消するために、今回申請に及びました。

計画としては、現在の排水管の位置を変更して使用する予定です。

進入は西側の道路から、排水は東側の水路に流す計画です。

面積が100㎡以下のため事務局で現地を確認したところ、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

#### ○事務局（梅原主査）

7番案件、資料の31ページ、別添資料の少し戻っていただいて1ページから4ページをご覧ください。

先程承認を得た議案第57号の事業計画変更1番案件と関連があります。

譲受人は東京都の不動産取引業株式会社●●●●、譲渡人は三島市の無職●●●●さんです。

申請地は中河町の田、現況：畑の1筆、210㎡で、転用目的は戸建住宅敷地（建売）です。

場所及び申請理由につきましては、先ほど議案第57号1番案件で説明したとおりです。

計画としては、木造2階建住宅1棟、建築面積57.61㎡、駐車スペースを整備する予定です。

進入は北側の道路から、排水は北側の道路側溝へ流す計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明があれば旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

#### ○委員（増本 努） 補足説明はありません。

#### ○事務局（梅原主査）

8番案件、資料の31ページ、別添資料の33ページから36ページをご覧ください。

受贈人は細島の無職●●●●さん、贈与人は御請の無職●●●●さんです。兄弟間の使用貸借になります。

申請地は細島の田、現況：田の1筆、38㎡です。他地目併用全体面積は326.27㎡で、転用目的は住宅敷地拡張です。

場所は、島田市立六合小学校から東に約220mに位置し、第一種低高層住居専用地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、贈与人の希望により、住宅敷地の一部である細島●●●●の土地について、細島●●●●の土地を売却する際の接道部分として譲ってほしいとの申出がありました。細島●●●●の土地にも車を停めており、駐車場が不足することになったので、当該申請地の贈与を受け住宅敷地を拡張し不足した分の駐車場として使用したいため、今回申請に及びました。

計画としては、駐車場2台分を整備する予定です。

進入は東側の道路から、雨水は砕石敷のため自然浸透になります。

面積が100㎡以下のため事務局で現地を確認したところ、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、受贈人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

#### ○事務局（梅原主査）

9番案件、資料の31ページ、別添資料の37ページから40ページをご覧ください。

譲受人は横岡新田の主婦●●●●さん、譲渡人は横岡新田の農業●●●●さん外1名です。無断転用の是正であるため、始末書の提出があります。

申請地は、横岡新田の田、現況：田の1筆、67㎡です。他地目併用全体面積は397㎡で、転用目的は住宅敷地拡張です。

場所は、新東名高速道路島田金谷インターチェンジから北北東に約520mに位置し、工業地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、譲受人は現住所に住宅を有し、夫と共に暮らしています。現在の生活排水は両親が所有している土地を使用しています。この度両親が所有している土地横岡新田●●●●を処分することになったため、両親から当該申請地を譲受け、住宅敷地を拡張して排水路及び庭を整備したく、今回申請に及びました。なお、造成工事は、両親の土地を購入する業者と一緒に施工することになっており、費用はその業者が負担します。

計画としては、排水路34㎡、庭33㎡を整備する予定です。

進入は西側の道路からになります。

面積が100㎡以下のため事務局で現地を確認したところ、隣接する農地はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

#### ○事務局（梅原主査）

10番案件、資料の32ページ、別添資料の41ページから44ページをご覧ください。

賃借人は御前崎市の砂利洗浄事業●●●●株式会社、賃貸人は阪本の無職●●●●さん外4名です。

申請地は、阪本の田及び畑、19筆、合計12,031㎡で、他地目併用全体面積は12,456㎡です。転用目的は一時転用による砂利採取事業です。一時転用期間は、許可日から令和9年4月30日までの1年3か月です。1,000㎡を超えるため土地利用事業計画は既に承認済みで、今回の一時転用の延長についても協議済みです。また、3,000㎡を超えるため静岡県農業会議への諮問案件となっています。

場所は、谷口下公民館から北北西へ約370mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由は、賃借人は御前崎市に本店をかまえ、島田市阪本の大井川事業所において砂利採取、洗浄及び販売を行っています。令和6年より当該申請地で行ってきた砂利採取事業は完了しますが、農地への復旧及び道路や水路の復旧の工事を行いたく、今回一時転用の延長の申請に及びました。

当初の計画としては、土砂採石量は全体採取量38,174㎡、1日の採取量は150㎡でダンプトラック30台分となり、その他については資料備考欄のとおりです。

農地への復旧及び道路や水路の復旧の工事については、農地整備計画平面図、通路・水路計画図、事業計画概要書、農地復旧計画書及び事業終了後の耕作者及び作物の計画書が提出されており、計画に問題はありませぬ。

一時転用の延長のため事務局で現地を確認したところ、隣接する農地はありますが営農に影響はなく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。議案第59号 農地法第5条について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、議案第59号 農地法第5条については、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第60号 非農地証明願について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第60号 非農地証明願について）

○事務局（菌田係長） それでは、33ページをご覧ください。

議案第60号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

それでは担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

資料の34ページ、別添資料の45ページから48ページをご覧ください。

申請者は藤枝市●●●●さんです。

申請地は川根町家山の畑、現状：宅地の1筆、165㎡です。

場所は島田市立川根小学校から北北西に約310mに位置しています。

申請理由としては、昭和47年頃に祖母の介護用居室及び家財保管用の納戸を増築してから現在に至り、申請者本人が物心つく頃には、既に建物が建っており、宅地だと思っていたためです。

本申請に伴い、非農地として10年以上経過していることの証明書が提出されており、関係者の証明がなされていることから、現在の建物が10年以上前に建築されたことを確認しております。

すでに当該申請地には建物があり、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

補足説明を川根地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（守谷 能精） 1月12日、地区委員3名と申請者の立会いの下、現地を確認しました。農地への復元は困難であると認められることからやむを得ないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。議案第60号 非農地証明願について、証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、本件につきましては、提出どおり証明することにいたします。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第61号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について31件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第61号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について)

○事務局(藺田係長) それでは、35ページをご覧ください。

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について

農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見聴取があったので、異議なしと回答するものとする。

令和8年1月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は31件で、所有権移転はありません。利用権設定については、使用貸借が27件で35,881㎡、賃貸借が4件で4,361㎡です。それぞれ畑と田の内訳につきましては右に記載のとおりです。内容について担当から説明します。

○事務局(石原主事)

36ページから40ページをご覧ください。

1番案件から14番案件です。貸借期間が5年未満の案件です。権利の種類は使用貸借が13件で賃貸借が1件、再設定が12件で新規設定が2件です。

41ページから42ページをご覧ください。

15番案件から18番案件です。貸借期間は5年と5年2ヶ月です。権利の種類は使用貸借が3件で賃貸借が1件、再設定が2件で新規設定も2件です。

43ページから47ページをご覧ください。

19番案件～31番案件です。期間は10年です。権利の種類は、使用貸借が11件で賃貸借が2件、新規設定が8件で再設定が5件です。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員(質疑なし)

○議長(山下 忍) 採決いたします。

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答についての31件について、異議なしとすることによろしいでしょうか。

○出席委員(異議なし)

○議長(山下 忍) 委員全員の賛成をいただきました。よって、この31件につきましては、計画書の提出のとおり異議なしとして回答することに致します。

○議長(山下 忍) 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。